

平成 25 年度

法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第112号）
5月改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第166号）
3月15日改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年財務省令第5号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年財務省令第17号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第114号）
5月改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第169号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成25年財務省令第21号）
5月改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成25年財務省令第39号）
改正耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年財務省令第24号）
改正震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第116号）
改正震災特例法規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年財務省令第23号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令及び5月改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	3月15日改正法規及び改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令及び5月改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規及び5月改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
震災特例法	改正法による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例法令	改正震災特例法令による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例法規	改正震災特例法規による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
復興財源確保法	改正法による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
復興特別法人税令	復興特別法人税に関する政令（平成24年政令第17号）
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法規	3月15日改正法規及び改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令及び5月改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規及び5月改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧震災特例法	改正法による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
旧震災特例法令	改正震災特例法令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
改正福島復興特措法	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第12号）
福島復興特措法	改正福島復興特措法による改正後の福島復興再生特別措置法
中小企業新事業活動促進法	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）
高齢者等移動等円滑化法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
企業再生支援機構法整備令	株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成25年政令第65号）
都市低炭素化促進法	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）
企業再生支援機構法一部改正法	株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成25年法律第2号）

（注）この説明書は、平成25年5月31日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

第1編 租税特別措置法等に関する改正

I 減価償却に関する改正	1
1 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度の創設	1
2 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度の創設	3
3 特定信頼性向上設備の特別償却制度の創設	6
4 その他	8
II 税額の計算に関する改正	12
1 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設	12
2 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設	13
3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設	15
4 その他	18
III 引当金・準備金制度に関する改正	19
IV 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正	20
V 国際課税に関する改正	21
VI その他の改正	22
1 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例制度の創設	22
2 交際費等の損金不算入制度に関する改正	24
3 その他	25

第2編 震災特例法に関する改正

I 原子力災害からの復興支援措置－企業立地促進区域に係る措置－	29
1 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設	29
2 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設	33
II 原子力災害からの復興支援措置－避難解除区域等に係る措置－	36
1 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の整備	36
2 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の整備	37
III その他の改正	39
被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例制度の整備	39

[この説明書の構成について]

- この説明書では、平成25年度税制改正のうち法人税関係法令の概要について、平成25年3月30日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の内容を中心に説明しています。
- このうち「第1編 租税特別措置法等に関する改正」では、法人税法や租税特別措置法など震災特例法以外の改正事項について、法人税を計算する際の項目ごとに分類し、主要な改正項目とそれ以外の改正項目とに区分して説明しています。
「第2編 震災特例法に関する改正」では、震災特例法に関する改正事項について、主要な改正項目ごとに区分して説明しています。
- それぞれの主要な改正項目の説明に当たっては、措置された制度の概要について極力イメージ図や算式等を交えています。また、【適用時期】において、措置の適用関係について説明しています。
- 主要な改正項目以外の改正項目については、表形式により改正のポイントを説明しています。

第1編 租税特別措置法等に関する改正

I 減価償却に関する改正

1 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

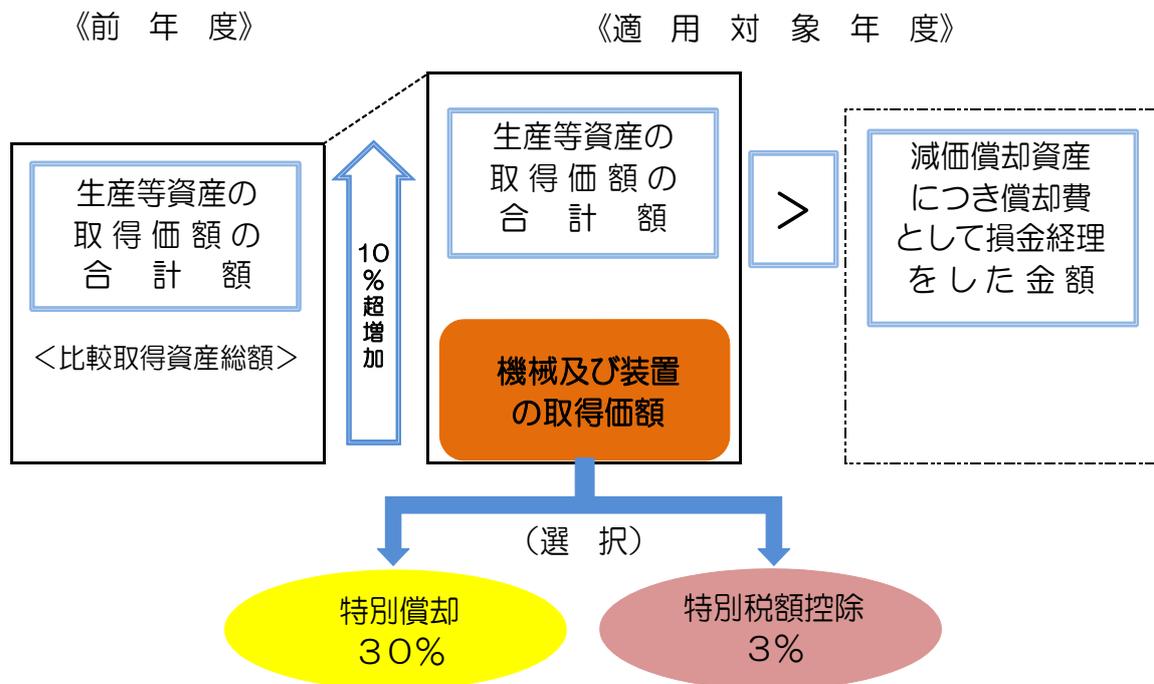
青色申告書を提出する法人が適用対象年度において取得等(注)をした生産等資産でその適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次のイの金額及びロの金額のいずれの金額も超える場合において、当該法人がその生産等資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置をその適用対象年度において国内の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供したときは、その機械及び装置の取得価額の30%相当額の特別償却（法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の12の2①）。

イ 法人がその有する減価償却資産につき適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額

ロ 比較取得資産総額の110%に相当する金額

(注) 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資若しくは現物分配による取得又は代物弁済としての取得を除きます（措法42の12の2①、措令27の12の2①）。以下1において同じです。

《イメージ図》



(1) 適用対象年度

本制度の適用対象年度は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度です。ただし、設立の日を含む事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 2 ①③一）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産は、生産等資産のうち機械及び装置で、その製作の後事業の用に供されたことのないものです（措法 42 の 12 の 2 ①）。

なお、生産等資産とは、一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産で、国内の事業の用に供される機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品をいいます（措法 42 の 12 の 2 ①、措令 27 の 12 の 2 ②、法令 13 一～七）。

(3) 適用要件

本制度の適用を受けるためには、適用対象年度において取得等をした生産等資産でその適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次のイの金額及びロの金額のいずれの金額も超えていることが必要です（措法 42 の 12 の 2 ①）。

イ 法人がその有する減価償却資産につき適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額

償却費として損金経理をした金額は、法人の有する全ての減価償却資産について償却費として損金経理をした金額です。この金額には、次の①の金額を含み、②及び③の金額を含みません（措法 42 の 12 の 2 ①③二）。

- ① 損金経理の方法又は適用対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額
- ② 生産等資産のうち本制度の対象となる機械及び装置の普通償却限度額を超えてその機械及び装置につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定（措法 42 の 5 ①等）の適用により損金の額に算入される金額を除きます。）
- ③ 法第 31 条第 4 項（損金経理額に含まれる金額）の規定により損金経理額に含まれるものとされる金額

ロ 比較取得資産総額の 110%に相当する金額

比較取得資産総額とは、適用対象年度開始の日の前日を含む事業年度（以下「前事業年度」といいます。）においてその法人が取得等をした生産等資産でその前事業年度の終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます（措令 27 の 12 の 2 ③）。

なお、前事業年度の月数と適用対象年度の月数とが異なる場合には、その合計額に適用対象年度の月数を乗じてこれを前事業年度の月数で除して計算した金額になります。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 2 ①）。

(算 式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{機械及び装置の取得価額} \times 30\%$$

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に本制度の対象となる機械及び装置の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 12 の 2 ⑤）。
- ロ 所有権移転外リース取引（法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。以下同じです。）により取得した機械及び装置については、本制度の適用はありません（措法 42 の 12 の 2 ④）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 3）。

〔適用時期〕

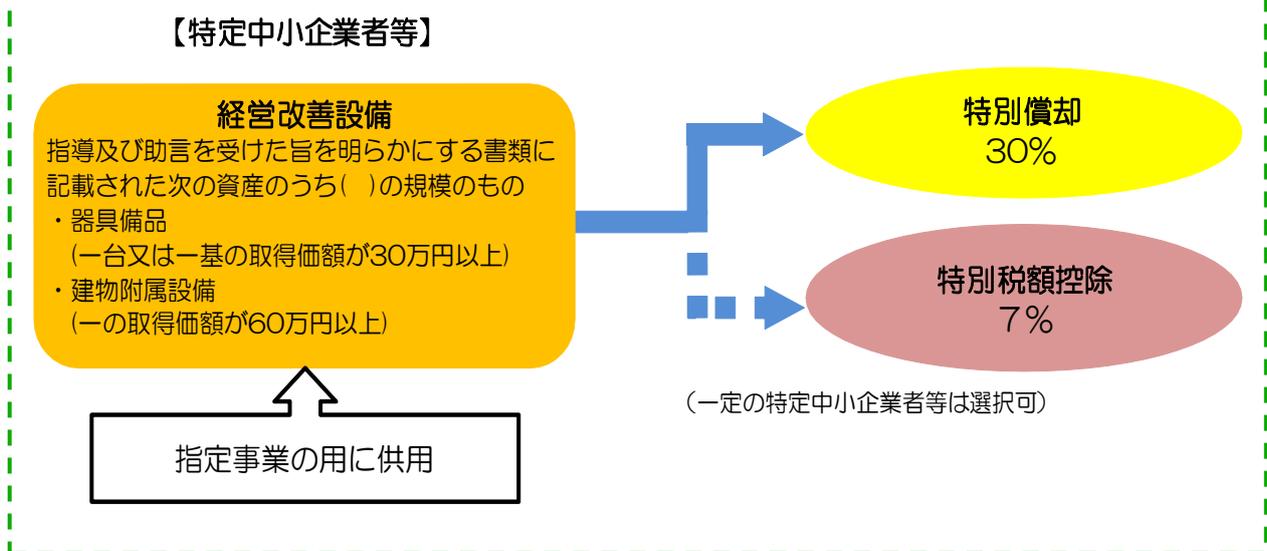
平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 61）。

2 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

特定中小企業者等が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内の一定の事業の用（貸付けの用を除きます。以下「指定事業の用」といいます。）に供した場合には、供用年度においてその経営改善設備の取得価額の 30% 相当額の特別償却（特定中小企業者等のうち一定のもの（13 ページ II 2(1)参照）については法人税額の特例控除との選択適用）ができることとされました（措法 42 の 12 の 3 ①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人である特定中小企業者等とは、中小企業者(注1)又はこれに準ずる一定の法人(注2)のうち、中小企業新事業活動促進法第17条第2項の認定経営革新等支援機関(これに準ずる一定のもの(注3)を含みます。以下「認定経営革新等支援機関」といいます。)による経営の改善に関する指導及び助言(以下「指導及び助言」といいます。)を受けた旨を明らかにする書類(注4)の交付を受けた青色申告書を提出する法人をいいます(措法42の12の3①、措令27の12の3①②、措規20の8①)。

(注) 1 中小企業者とは、次の法人をいいます(措法42の4⑥⑩五、措令27の4⑩)。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人

i その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人

ii iのほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人(※)の所有に属している法人

(※) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

2 中小企業者に準ずる一定の法人とは、中小企業等協同組合(中小企業団体中央会に該当するものを除きます。)、出資組合である商工組合、商店街振興組合、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合(13 ページⅡ 2(1)において「中小企業等協同組合等」といいます。)をいいます(措令27の12の3②)。

3 中小企業新事業活動促進法第17条第2項の認定経営革新等支援機関に準ずる一定のものとは、同項の認定経営革新等支援機関が行う指導及び助言に準ずる指導及び助言を行うことができる法人として厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものをいい、具体的には次のものが該当します(措令27の12の3①、平25厚生労働省・農林水産省・経済産業省告示第1号)。

告 示 で 指 定 さ れ た 法 人	
①	生活衛生同業組合
②	生活衛生同業小組合
③	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の3第1項の規定により指定された都道府県生活衛生営業指導センター
④	農業協同組合(その組合員(農業協同組合法第12条第1項第3号に掲げる者を除きます。)に対し指導及び助言を行う場合におけるその農業協同組合に限ります。)
⑤	農業協同組合連合会(農業協同組合法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農業協同組合連合会を除きます。)
⑥	農業協同組合中央会
⑦	漁業協同組合(その組合員(水産業協同組合法第18条第5項第4号に掲げる者を除きます。)に対し指導及び助言を行う場合におけるその漁業協同組合に限ります。)
⑧	漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第87条第1項第3号又は第4号の事業を行う漁業協同組合連合会を除きます。)
⑨	都道府県農業会議
⑩	森林組合(その組合員(森林組合を除きます。))に対し指導及び助言を行う場合におけるその森林組合に限ります。)
⑪	森林組合連合会
⑫	都道府県中小企業団体中央会
⑬	商工会議所
⑭	商工会
⑮	商店街振興組合連合会

4 認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類とは、認定経営革新等支援機関が交付する次の事項が記載された書類をいいます(措規20の8①)。

記 載 事 項	
①	認定経営革新等支援機関の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地
②	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けた法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
③	指導及び助言を行った年月日(指導及び助言を2日以上継続して行った場合には、その指導及び助言を実施した期間)並びにその指導及び助言の内容
④	指導及び助言に基づき、その指導及び助言を受けた法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備の明細
⑤	その他参考となるべき事項

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である経営改善設備とは、上記(1)の指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備で、それぞれ次に掲げる規模のものをいいます（措法 42 の 12 の 3 ①、措令 27 の 12 の 3 ③）。

- イ 器具及び備品……一台又は一基の取得価額が 30 万円以上
- ロ 建物附属設備……一の取得価額が 60 万円以上

(3) 適用対象事業

本制度の適用対象事業である指定事業とは、卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業（特定情報通信業（7 ページ I 3 (3)ロ(注)参照）を除きます。）、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、料理店業その他の飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、その他一定のサービス業をいいます（措法 42 の 12 の 3 ①、措令 27 の 12 の 3 ④、措規 20 の 8 ②）。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に該当する事業(注)又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業は、指定事業から除きます（措規 20 の 8 ③）。

（注）以下の事業は、この風俗営業に該当する事業から除きます（措規 20 の 8 ③）。

- イ 旅館業及びホテル業
- ロ 生活衛生同業組合の組合員が行う料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業

(4) 供用年度

本制度の適用がある供用年度は、経営改善設備を指定事業の用に供した日を含む事業年度です。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 3 ①）。

(5) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 3 ①）。

$$\text{特別償却限度額} = \text{経営改善設備の取得価額} \times 30\%$$

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書並びに上記(1)の指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付する必要があります（措法 42 の 12 の 3 ⑦、措令 27 の 12 の 3 ⑦、措規 20 の 8 ④）。
- ロ 所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、本制度の適用はありません（措法 42 の 12 の 3 ⑥）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 4）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする経営改善設備について適用されま
す（改正法附則 66、79）。

3 特定信頼性向上設備の特別償却制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法の実施計画について認定を受けたものが、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、その実施計画に記載された特定信頼性向上設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合において、一定の要件を満たすときは、その用に供した日を含む事業年度においてその特定信頼性向上設備の取得価額の 15%相当額の特別償却ができることとされました（措法 44 の 5 ①）。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法第 4 条第 1 項に規定する実施計画について同項の認定を受けたものです（措法 44 の 5 ①）。

(2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定信頼性向上設備とは、上記(1)の認定を受けた実施計画に係る信頼性向上施設整備事業により整備される一定の信頼性向上施設を構成する減価償却資産のうち、電磁的記録の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供の事業の用に供されるものとして総務大臣が財務大臣と協議して指定するものをいい、具体的には次のイからニまでの資産が該当します（措法 44 の 5 ①、措令 28 の 8 ①③、平 25 総務省告示第 204 号）。

- イ サーバー用の電子計算機（これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は附属の電源装置を含みます。）
- ロ サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェア（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいいます。ロにおいて同じです。）の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアをいいます。）
- ハ 非常用電源装置（非常用発電機又は無停電電源装置から構成され、通常受けている電力の供給が停止した場合において当該非常用発電機又は当該無停電電源装置が設置された施設に電力を供給する装置をいい、イに掲げるサーバー用の電子計算機に電力を供給するものに限ります。）
- ニ ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいいます。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいいます。）

また、所有権移転外リース取引により取得した特定信頼性向上設備については、本制度の適用はありません（措法 44 の 5 ①）。

(3) 適用要件

本制度は、その事業の用に供した特定信頼性向上設備につき次のイ及びロの要件のいずれにも該当する旨を総務大臣が証する書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合に適用を受けることができます（措法 44 の 5 ①、措令 28 の 8 ②）。

- イ 専ら、電磁的記録に記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限ります。）を作成し、及び保管し、並びに災害等の事情によりその情報の利用に支障が生じた場合においてその複製を電磁的方法により提供するためのものであること

ロ 法人が次のいずれの区分に該当するかに応じそれぞれ次の要件を満たすこと

区 分	要 件
① 多極分散型国土形成促進法第22条第1項に規定する東京圏（以下「東京圏」といいます。）内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設を利用して特定情報通信業 ^(注) を行う法人	i その特定信頼性向上設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をしたその法人の特定情報通信業 ^(注) の用に供する一の生産等設備を構成するものであること ii 次のいずれも満たすこと (i) $\frac{\text{特定信頼性向上設備の取得価額の合計額}}{\text{その一の生産等設備を構成する減価償却資産(※)の取得価額の合計額}} \geq 20\%$ <small>(※) 建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品に限ります。</small> (ii) 特定信頼性向上設備の取得価額の合計額 ≥ 5 億円
② ①の法人以外の特定情報通信業 ^(注) を行う法人	その特定信頼性向上設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をしたその法人の特定情報通信業 ^(注) の用に供する一の生産等設備を構成するものであること

(注) 特定情報通信業とは、情報通信業のうち、自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業をいいます（措規 20 の 15②）。

(4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法 44 の 5①）。

(算 式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定信頼性向上設備の取得価額} \times 15\%$$

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書及び上記③の書類を添付する必要があります（措法 44 の 5①②、措令 28 の 8②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 26）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定信頼性向上設備について適用されます（改正法附則 67②、80②）。

4 その他

○ その他、減価償却制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等								
<p>(1) 耐用年数の見直し (耐用年数省令別表第二、改正耐用年数省令附則②)</p>	<p>○ 耐用年数省令別表第二の番号1から54までの区分によることのできないブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備について、その耐用年数が8年(改正前17年)に短縮されました。</p>	<p>平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>								
<p>(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却(措法42の5①⑥、68の10①⑥、措令27の5③④、39の40①、改正法附則64①③、76①③、平23財務省告示第219号、平25財務省告示第99号)</p> <p>(措法42の5⑨、68の10⑨、改正法附則64④、76④)</p> <p>(措法42の5①、措令27の5②⑥、39の40①～③、措規20の2②、22の24②、改正法附則64②、76②、改正措令附則17、23、平23財務省告示第219号、平25財務省告示第99号)</p>	<p>○ 即時償却の措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 対象設備に熱電併給型動力発生設備(いわゆるコージェネレーション設備)が追加されました。</p> <p>ロ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 30%の特別償却の措置について、適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 適用対象設備について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 国又は地方公共団体からの補助金等をもって取得等をしたものが除外されました。</p> <p>ロ その他、以下の見直しが行われました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>見 直 し の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新エネルギー利用設備等</td> <td>中小水力発電設備、下水熱利用設備が追加されました。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素排出抑制設備等</td> <td>高効率電気式高周波金属溶解炉が除外されるとともに、定置用蓄電設備が追加される等の見直しが行われました。</td> </tr> <tr> <td>エネルギー使用合理化設備</td> <td>本制度の適用対象設備から除外されましたが、高断熱窓設備、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機及び一定の照明設備は上記の二酸化炭素排出抑制設備等として引き続き存置されました。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	見 直 し の 内 容	新エネルギー利用設備等	中小水力発電設備、下水熱利用設備が追加されました。	二酸化炭素排出抑制設備等	高効率電気式高周波金属溶解炉が除外されるとともに、定置用蓄電設備が追加される等の見直しが行われました。	エネルギー使用合理化設備	本制度の適用対象設備から除外されましたが、高断熱窓設備、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機及び一定の照明設備は上記の二酸化炭素排出抑制設備等として引き続き存置されました。	<p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
区 分	見 直 し の 内 容									
新エネルギー利用設備等	中小水力発電設備、下水熱利用設備が追加されました。									
二酸化炭素排出抑制設備等	高効率電気式高周波金属溶解炉が除外されるとともに、定置用蓄電設備が追加される等の見直しが行われました。									
エネルギー使用合理化設備	本制度の適用対象設備から除外されましたが、高断熱窓設備、氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機及び一定の照明設備は上記の二酸化炭素排出抑制設備等として引き続き存置されました。									
<p>(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却(措法42の11①一、68の15①、措令27の11①②、39の45①、措規20の6②、改正法附則65、77)</p>	<p>○ 対象資産について、専ら開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいいます。)の用に供される器具及び備品で一台又は一基の取得価額が1,000万円以上のものが追加されました。</p>	<p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p>								
<p>(4) 特定設備等の特別償却(措法43①表二、68の16①表二、改正法附則67①、80①)</p> <p>(平25国土交通省告示第340号)</p>	<p>○ 船舶の特別償却制度について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 外航船舶</p> <p>(イ) 対象設備から対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の適用を受ける法人が取得等をする日本船舶及びその子会社が取得等をする日本船舶以外の外航船舶が除外されました。</p> <p>(ロ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定により二酸化炭素の排出量の削減が義務化される船舶の環境へ</p>	<p>平25.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平25.4.1から適用されます。</p>								

改正事項	改正の内容	適用時期等
(平25国土交通省告示第340号) (昭48大蔵省告示第69号、平25財務省告示第100号)	の負荷の低減に係る要件がエネルギー効率設計指標による要件とされました。 ロ 内航船舶に係る設備要件について、サイドスラスターの設置が必須要件とされました。 ハ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	同上 —
(5) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却 (措法43の2①、68の17①)	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—
(6) 共同利用施設の特別償却 (措法44の3①、68の24①)	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—
(7) 特定農産加工品生産設備等の特別償却 (措法44の4②、68の25②)	○ 新用途米穀加工品等製造設備に係る措置について、適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—
(8) 特定高度通信設備の特別償却 (旧措法44の5、68の26、旧措令28の8、39の53、旧措規20の15の2、22の37の2、改正法附則67③、80③、平25総務省告示第156号)	○ 本制度は廃止されました。	平25.4.1前に取得等をした特定高度通信設備については、従来どおり適用されません。
(9) 特定地域における工業用機械等の特別償却 (措法45①一、②③、68の27②③、措令28の9⑩～⑫、39の56②～⑧、措規20の16、22の37、改正法附則67④⑤、80④⑤、平25総務省・農林水産省・国土交通省告示第1号、平25総務省・農林水産省・国土交通省告示第2号)	○ 半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る特別償却の措置については、対象地区内において、適用期間内に対象設備の取得等(資本金の額等が5,000万円超の法人については、新增設に係る対象設備の取得等に限り)をして対象事業の用に供した場合(注)には、その用に供した日以後5年内において、対象資産につき割増償却ができる措置に改組されました。この改組後の割増償却に係る措置の内容は次表のとおりです。 なお、割増償却の対象となった地区については、過疎地域及び振興山村に係る特別償却の対象地区から除かれています。 (注) 産業投資促進計画(対象地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画をいい、産業の振興に資する計画の基準として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める基準を満たすものをいいます。次表において同じです。)に記載された事項に適合することにつきその計画を策定した市町村の長の確認がある場合に限り	平25.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容		適用時期等																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 232 368 271"></th> <th colspan="3" data-bbox="373 232 1382 271">改正後</th> </tr> <tr> <th data-bbox="204 277 368 331">区分</th> <th data-bbox="373 277 715 331">半島振興対策実施地域に係る措置</th> <th data-bbox="719 277 1043 331">離島振興対策実施地域に係る措置</th> <th data-bbox="1048 277 1382 331">奄美群島に係る措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 338 368 495">対象地区</td> <td data-bbox="373 338 715 495">半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区</td> <td data-bbox="719 338 1043 495">離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区</td> <td data-bbox="1048 338 1382 495">奄美群島の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 501 368 622">対象事業</td> <td data-bbox="373 501 715 622">製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、産業投資促進計画に記載された事業</td> <td data-bbox="719 501 1043 622">同左</td> <td data-bbox="1048 501 1382 622">同左</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 629 368 1070">対象設備</td> <td data-bbox="373 629 715 1070">対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が5,000万円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円</td> <td data-bbox="719 629 1043 1070">対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円</td> <td data-bbox="1048 629 1382 1070">同左</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1077 368 1234">対象資産</td> <td data-bbox="373 1077 715 1234">対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物</td> <td data-bbox="719 1077 1043 1234">同左</td> <td data-bbox="1048 1077 1382 1234">同左</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1240 368 1361">割増償却率</td> <td data-bbox="373 1240 715 1361">32% (建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)</td> <td data-bbox="719 1240 1043 1361">同左</td> <td data-bbox="1048 1240 1382 1361">同左</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1368 368 1592">適用期間</td> <td data-bbox="373 1368 715 1592">平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(※) (※) 期間内に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間</td> <td data-bbox="719 1368 1043 1592">平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(※) (※) 期間内に離島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間</td> <td data-bbox="1048 1368 1382 1592">平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(※) (※) 期間内に奄美群島に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>				改正後			区分	半島振興対策実施地域に係る措置	離島振興対策実施地域に係る措置	奄美群島に係る措置	対象地区	半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	奄美群島の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	対象事業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、産業投資促進計画に記載された事業	同左	同左	対象設備	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が5,000万円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円	同左	対象資産	対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物	同左	同左	割増償却率	32% (建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)	同左	同左	適用期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(※) (※) 期間内に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(※) (※) 期間内に離島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(※) (※) 期間内に奄美群島に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間
	改正後																																		
区分	半島振興対策実施地域に係る措置	離島振興対策実施地域に係る措置	奄美群島に係る措置																																
対象地区	半島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	離島振興対策実施地域として指定された地区内の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区	奄美群島の市町村の長が策定する産業投資促進計画に係る地区として関係大臣が指定する地区																																
対象事業	製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のうち、産業投資促進計画に記載された事業	同左	同左																																
対象設備	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が5,000万円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円	対象事業の用に供する設備で、その一の設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除きます。）の取得価額の合計額が次に掲げる金額以上のもの ・製造業、旅館業：500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人は1,000万円、資本金の額等が1億円超の法人は2,000万円） ・農林水産物等販売業、情報サービス業等：500万円	同左																																
対象資産	対象設備を構成する減価償却資産のうち次に掲げるもの ・機械及び装置 ・建物及びその附属設備 ・構築物	同左	同左																																
割増償却率	32% (建物及びその附属設備並びに構築物については、48%)	同左	同左																																
適用期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(※) (※) 期間内に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで(※) (※) 期間内に離島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(※) (※) 期間内に奄美群島に該当しないこととなった地区については、その該当しないこととなった日までの期間																																
(措令28の9①一)	○ 過疎地域に係る措置及び振興山村に係る措置について、適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。		—																																
(10) 医療用機器等の特別償却(平21厚生労働省告示第248号、平25厚生労働省告示第95号)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1733 703 1771">対象機器</th> <th data-bbox="708 1733 1150 1771">見直しの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1868 703 1966">高度・先進医療の提供に資する医療用機器</td> <td data-bbox="708 1778 1150 2056">(除外)52機器 ・核医学診断用据置型ガンマカメラ ・高頻度人工呼吸器 ・眼科用レーザー光凝固装置プローブ ・血液濾過用装置 など (追加)17機器 ・線形加速器システム ・補助人工心臓駆動装置 ・多用途血液処理用装置 など</td> </tr> </tbody> </table>		対象機器	見直しの内容	高度・先進医療の提供に資する医療用機器	(除外)52機器 ・核医学診断用据置型ガンマカメラ ・高頻度人工呼吸器 ・眼科用レーザー光凝固装置プローブ ・血液濾過用装置 など (追加)17機器 ・線形加速器システム ・補助人工心臓駆動装置 ・多用途血液処理用装置 など	平25.4.1から適用されます。																												
対象機器	見直しの内容																																		
高度・先進医療の提供に資する医療用機器	(除外)52機器 ・核医学診断用据置型ガンマカメラ ・高頻度人工呼吸器 ・眼科用レーザー光凝固装置プローブ ・血液濾過用装置 など (追加)17機器 ・線形加速器システム ・補助人工心臓駆動装置 ・多用途血液処理用装置 など																																		

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(措法45の2①、68の29①)</p>	<table border="1" data-bbox="491 208 1145 365"> <tr> <td data-bbox="491 208 699 365">医療の安全の確保に資する医療用機器</td> <td data-bbox="699 208 1145 365">(除外) ・生体情報モニタ ・自動錠剤分包機 ・調剤誤認防止装置 ・分娩監視装置</td> </tr> </table> <p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p>	医療の安全の確保に資する医療用機器	(除外) ・生体情報モニタ ・自動錠剤分包機 ・調剤誤認防止装置 ・分娩監視装置	—							
医療の安全の確保に資する医療用機器	(除外) ・生体情報モニタ ・自動錠剤分包機 ・調剤誤認防止装置 ・分娩監視装置										
<p>(11) 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却(措法46の2①、68の32①)</p>	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—									
<p>(12) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却(措法47①二、68の34①二、改正法附則67⑥、80⑥)</p> <p>(措法47①、68の34①)</p>	<p>○ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をする対象資産の割増償却率が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="483 667 1153 790"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 667 863 712">区 分</th> <th data-bbox="863 667 1007 712">改正前</th> <th data-bbox="1007 667 1153 712">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 712 863 757">耐用年数が35年未満のもの</td> <td data-bbox="863 712 1007 757">28%</td> <td data-bbox="1007 712 1153 757">14%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 757 863 790">耐用年数が35年以上のもの</td> <td data-bbox="863 757 1007 790">40%</td> <td data-bbox="1007 757 1153 790">20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	耐用年数が35年未満のもの	28%	14%	耐用年数が35年以上のもの	40%	20%	<p>平25.4.1以後に取得又は新築をするものについて適用され、同日前に取得又は新築をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
区 分	改正前	改正後									
耐用年数が35年未満のもの	28%	14%									
耐用年数が35年以上のもの	40%	20%									
<p>(13) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2③一、68の35③一、措令29の5①、39の64①、改正法附則67⑦⑧、80⑦⑧)</p> <p>(措法47の2①③二、68の35①③二、改正法附則67⑦⑧、80⑦⑧)</p> <p>(旧措法47の2③三、旧措令29の5④⑤、旧措規20の21④三、改正法附則67⑧、80⑧、改正措令附則18、24、改正措規附則5、7)</p> <p>(措法47の2①、68の35①)</p>	<p>○ 都市再開発法の施設建築物のうち地上階数4以上の中高層の耐火建築物であるものに係る措置について、対象となる建築物が施行区域の面積が5,000㎡以上である一定の市街地再開発事業によって建築されるものに限定されました。</p> <p>○ 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において整備されるものの割増償却率が、40%(改正前50%)に引き下げられました。</p> <p>○ 高齢者等移動等円滑化法の特別特定建築物に係る措置が廃止されました。</p> <p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平25.4.1以後に取得又は新築をするものについて適用され、同日前に取得又は新築をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>平25.4.1前に取得又は新築をした特別特定建築物については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>									
<p>(14) 倉庫用建物等の割増償却(平21国土交通省告示第375号、平25国土交通省告示第329号)</p> <p>(措法48①、68の36①)</p>	<p>○ 倉庫用建物等の要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <table border="1" data-bbox="491 1585 1145 1910"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1585 683 1619">区 分</th> <th data-bbox="683 1585 1145 1619">見 直 し の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1619 683 1776">倉庫用建物等の設備要件</td> <td data-bbox="683 1619 1145 1776">・ 垂直型連続運搬装置の対象にワイヤーロープにより駆動するものが追加されました。 ・ 搬出貨物表示装置を有するものが対象に追加されました。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1776 683 1910">倉庫用建物等の機能要件</td> <td data-bbox="683 1776 1145 1910">次の機能を有することが追加されました。 ・ 非常用データ保存機能 ・ 非常用通信機能 ・ 非常用電源機能</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	見 直 し の 内 容	倉庫用建物等の設備要件	・ 垂直型連続運搬装置の対象にワイヤーロープにより駆動するものが追加されました。 ・ 搬出貨物表示装置を有するものが対象に追加されました。	倉庫用建物等の機能要件	次の機能を有することが追加されました。 ・ 非常用データ保存機能 ・ 非常用通信機能 ・ 非常用電源機能	<p>平25.4.1から施行されます。</p> <p>—</p>			
区 分	見 直 し の 内 容										
倉庫用建物等の設備要件	・ 垂直型連続運搬装置の対象にワイヤーロープにより駆動するものが追加されました。 ・ 搬出貨物表示装置を有するものが対象に追加されました。										
倉庫用建物等の機能要件	次の機能を有することが追加されました。 ・ 非常用データ保存機能 ・ 非常用通信機能 ・ 非常用電源機能										

Ⅱ 税額の計算に関する改正

1 国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が適用対象年度において取得等(注)をした生産等資産でその適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次のイの金額及びロの金額のいずれの金額も超える場合において、当該法人がその生産等資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置をその適用対象年度において国内の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供したときは、その機械及び装置の取得価額の3%相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の12の2②）。

イ 法人がその有する減価償却資産につき適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額

ロ 比較取得資産総額の110%に相当する金額

（注）国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度と同様です（1ページI1参照）。

(1) 適用対象年度

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度と同様です（2ページI1(1)参照）。

(2) 適用対象資産

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度と同様です（2ページI1(2)参照）。

(3) 適用要件

国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却制度と同様です（2ページI1(3)参照）。

(4) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の2②）。

（算式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{機械及び装置の取得価額} \times 3\%$$

（注）上記の算式により計算した金額が、その適用対象年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる機械及び装置の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された機械及び装置の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法42の12の2⑥）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の3）。

〔適用時期〕

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則61）。

2 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

特定中小企業者等（一定の法人を除きます。）が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内の指定事業の用に供した場合には、供用年度においてその経営改善設備の取得価額の7%相当額の法人税額の特別控除（特別償却との選択適用）ができることとされました（措法42の12の3②）。

(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、特定中小企業者等（4ページI2(1)参照）のうち、資本金の額又は出資金の額が3,000万円超の法人（中小企業等協同組合等（4ページI2(1)(注3)参照）を除きます。）以外の法人です（措法42の12の3②、措令27の12の3⑤）。

(2) 適用対象資産

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度と同様です（5ページI2(2)参照）。

(3) 適用対象事業

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度と同様です（5ページI2(3)参照）。

(4) 供用年度

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度と同様です（5ページI2(4)参照）。

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の3②）。

（算 式）

$$\text{税額控除限度額} = \text{経営改善設備の取得価額} \times 7\%$$

（注） 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

(6) 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告書を提出する法人が、その事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（その事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限り、）における税額控除限度額のうち、上記の法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法42の12の3③④）。

申告に当たっての注意点

《税額控除》

税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12 の 3 ⑧）。

また、確定申告書等上記(1)の指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付する必要があります（措令 27 の 12 の 3 ⑦、措規 20 の 8 ④）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、その控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法 42 の 12 の 3 ⑨）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 4）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に取得又は製作若しくは建設をする経営改善設備について適用されます（改正法附則 66、79）。

3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度(注)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次のイからハまでの要件をいずれも満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額の 10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（措法 42 の 12 の 4）。

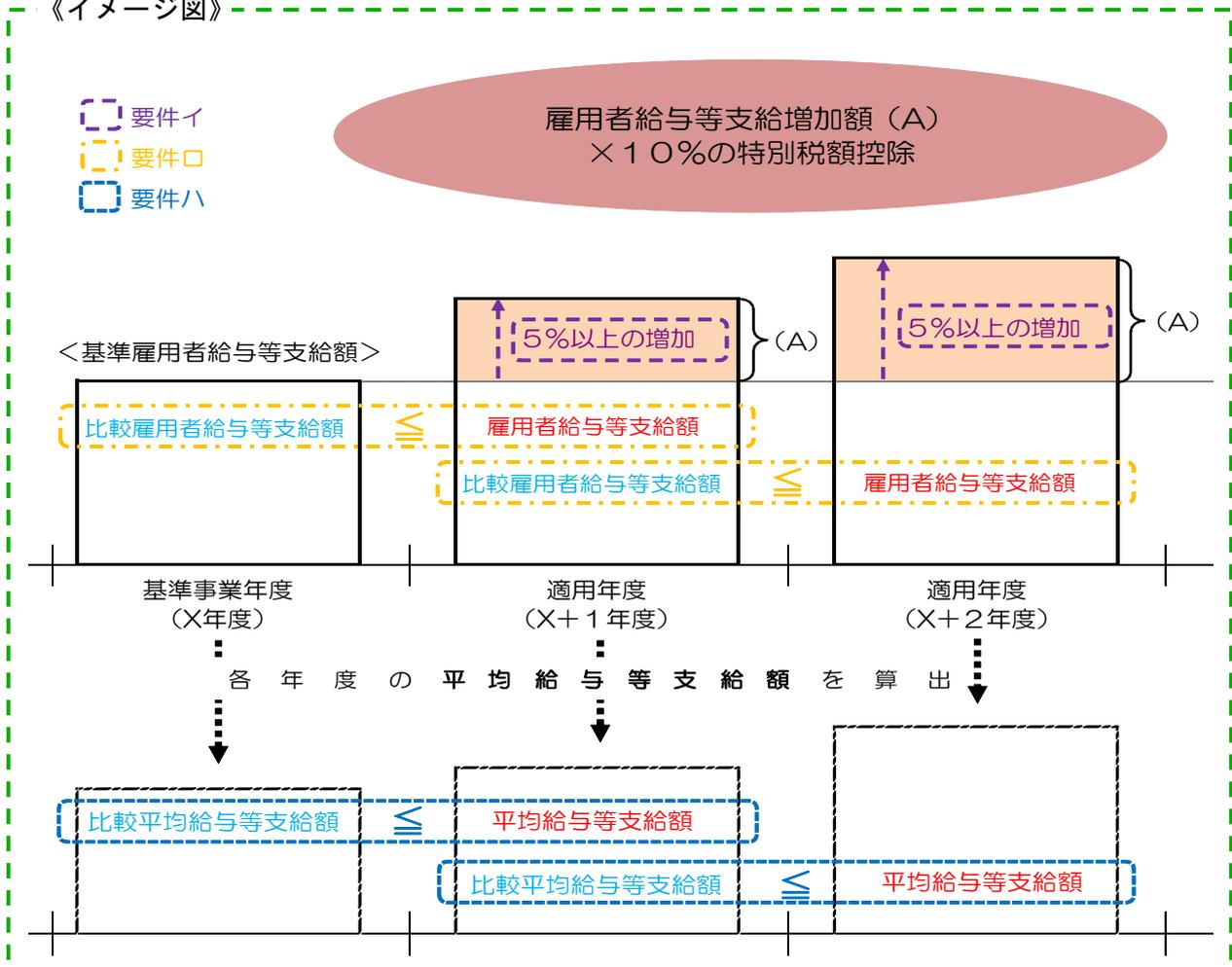
イ 雇用者給与等支給増加額 \geq 基準雇用者給与等支給額 \times 5%

ロ 雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額

ハ 平均給与等支給額 \geq 比較平均給与等支給額

(注) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 12）の適用を受ける事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法 42 の 12 の 4 ①）。

《イメージ図》



(1) 国内雇用者

本制度の対象となる国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特典関係者(注)及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内の事業所に勤務する雇用者（具体的には、その法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する賃金台帳に記載された者）をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②一、措令 27 の 12 の 4 ②）。

(注) 役員の特典関係者とは、次に掲げる者をいいます（措令 27 の 12 の 4 ①）。

- イ 役員の子供
- ロ 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ イ及びロの者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ニ ロ及びハの者と生計を一にするこれらの者の親族

(2) 給与等及び雇用者給与等支給額

本制度の対象となる給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②二）。

また、雇用者給与等支給額とは、本制度の適用を受けようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。この給与等の支給額は、その給与等に充てるため他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（措法 42 の 12 の 4 ②三）。(3)において同じです。

(3) 適用要件

本制度は、次のイからハまでの要件をいずれも満たしている場合に適用を受けることができます（措法 42 の 12 の 4 ①）。

イ 雇用者給与等支給増加額(i) \geq 基準雇用者給与等支給額(ii) \times 5%

(i) 雇用者給与等支給増加額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ①②三・四）。

$$\text{雇用者給与等支給増加額} = \text{雇用者給与等支給額} - \text{基準雇用者給与等支給額}$$

(ii) 基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。以下同じです。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②四）。

ロ 雇用者給与等支給額(i) \geq 比較雇用者給与等支給額(ii)

(i) 雇用者給与等支給額については、上記(2)を参照してください。

(ii) 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度開始の日の前日を含む事業年度（前事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②五）。

ハ 平均給与等支給額(i) \geq 比較平均給与等支給額(ii)

(i) 平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②六、措令 27 の 12 の 4 ⑪⑫）。

$$\text{平均給与等支給額} = \frac{\left[\text{雇用者給与等支給額} - \text{日雇い労働者に対する給与等の支給額} \right]}{\text{適用年度における給与等月別支給対象者(注)の数の合計数}}$$

(注) 適用年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇用者（適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るものに限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

- (ii) 比較平均給与等支給額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②七、措令 27 の 12 の 4 ⑬⑱）。

$$\text{比較平均給与等支給額} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{適用年度の前事業年度の} \\ \text{所得の金額の計算上損金の} \\ \text{額に算入される国内雇業者} \\ \text{に対する給与等の支給額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{日雇い労働者} \\ \text{に対する給与} \\ \text{等の支給額} \end{array} \right)}{\text{適用年度の前事業年度における} \\ \text{給与等月別支給対象者(注)の数の合計数}}$$

(注) 適用年度の前事業年度に含まれる各月ごとの給与等の支給の対象となる国内雇業者（適用年度の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額に係るものに限り、日雇い労働者を除きます。）をいいます。

(4) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法 42 の 12 の 4 ①）。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \text{雇業者給与等支給増加額} \times 10\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、その事業年度の法人税額の 10%相当額(※)を超える場合には、その 10%相当額(※)が限度とされます。

(※) 中小企業者等（中小企業者（4 ページ I 2(1)(注1)参照）又は農業協同組合等をいいます。）である場合には、20%相当額となります。

申告に当たっての注意点

- イ 本制度の対象となる期間内に新たに設立された法人であっても、適用を受けることができます。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、税額控除の対象となる雇業者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された雇業者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12 の 4 ④）。
- ハ 基準事業年度の月数と適用年度の月数が異なる場合における基準雇業者給与等支給額の計算方法や、本制度の適用を受けようとする法人が新たに設立された法人である場合や合併法人等である場合における基準雇業者給与等支給額の計算方法など、一定の場合における上記(3)の適用要件の計算については、別途の調整計算規定が置かれています（措法 42 の 12 の 4 ②四～七、⑤、措令 27 の 12 の 4 ③～⑩⑭～⑰）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 61）。

4 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (措法42の4⑫三、68の9⑫三、措令27の4⑧⑨、39の39⑨⑩、措規20①～⑥⑧、22の23①～⑥⑧、改正法附則62、74、改正措令附則15、21)	○ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等が追加されるなどの見直しが行われました。	平25.4.1以後に支出する試験研究費の額について適用され、同日前に支出した試験研究費の額については、従来どおり適用されます。
(2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例 (措法42の4の2①、68の9の2①、措令39の39の2、改正法附則61)	○ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除限度額について、その事業年度の法人税額の30% (改正前20%) 相当額に引き上げられました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取扱った場合の法人税額の特別控除 (措法42の5①⑨、68の10①⑨、措令27の5②～④⑥、39の40①～③、措規20の2②、22の24②、改正法附則64①②④、76①②④、改正措令附則17、23、平23財務省告示第219号、平25財務省告示第99号)	○ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取扱った場合の特別償却 (8 ページ I 4 (2) 参照) と同様の改正 (即時償却の措置に係る見直しを除きます。) が行われました。	8 ページ I 4 (2) の適用時期等と同じとなります。
(4) 国際戦略総合特別区域において機械等を取扱った場合の法人税額の特別控除 (措法42の11①一、68の15①、措令27の11①②、39の45①、措規20の6②、改正法附則65、77)	○ 国際戦略総合特別区域において機械等を取扱った場合の特別償却 (8 ページ I 4 (3) 参照) と同様の改正が行われました。	8 ページ I 4 (3) の適用時期等と同じとなります。
(5) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (措法42の12①、68の15の2①、改正法附則61、78) (措法42の12①一・二、②三・四・七・八、68の15の2①一・二、②三・四・六・七、措令27の12⑥⑦、39の45の2⑥⑦、改正法附則61、78)	○ 税額控除限度額について、基準雇用者一人当たり40万円 (改正前20万円) に引き上げられました。 ○ 基準雇用者数及び比較給与等支給額を計算する場合の前期の雇用者について、当期末において高年齢雇用者 (法人の使用人のうち雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものをいいます。以下同じです。) に該当する者が除外され、前期及び当期に離職者がいないこととする要件を判定する場合において高年齢雇用者を含めることとされました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同上

Ⅲ 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 貸倒引当金勘定への繰入限度額（法令96④十三、企業再生支援機構法整備令附則①） （法規25の3二、改正法規附則）</p>	<p>○ 貸倒引当金の適用対象法人について、株式会社企業再生支援機構が改組された後の株式会社地域経済活性化支援機構についても、引き続きその対象とされました。</p> <p>○ 貸倒引当金制度の対象となる更生手続開始の申立て等に準ずる事由について、電子記録債権法に規定する一定の電子債権記録機関による取引停止処分が追加されました。</p>	<p>企業再生支援機構法一部改正法の施行の日（平25.3.18）から施行されます。</p> <p>平25.4.1から施行されます。</p>
<p>(2) 保険会社等の異常危険準備金（措令33の5⑱、39の83⑱） （措令33の5⑳、39の83⑳、改正措令附則14） （措令33の5⑳、39の83⑳）</p>	<p>○ 火災共済に係る特例積立率について、適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 火災保険等に係る特例積立率について、次のとおり見直しが行われました。 イ 特例積立率が5%（改正前4%）に引き上げられました。</p> <p>ロ 適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(3) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金（措法58①②、68の61①②、措令34①、改正法附則61、平25経済産業省告示第85号） （措法58①②、68の61①②） （措法58②、68の61②、改正法附則61） （措法58②、68の61②、措令34⑨、39の88③、措規21の15③、22の59③、改正法附則61、平25経済産業省告示第84号） （措令34⑩、39の88⑨、改正措令附則14）</p>	<p>○ 探鉱準備金制度及び海外探鉱準備金制度について、次のとおり見直しが行われました。 イ 対象となる鉱物にレアメタル、レアアース等が追加されました。</p> <p>ロ 適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>○ 海外探鉱準備金制度について、次のとおり見直しが行われました。 イ 積立率が40%（改正前50%）に引き下げられました。</p> <p>ロ 対象法人に、国内鉱業者に準ずるものとして一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の認定を受けた法人が追加されました。</p> <p>ハ 海外自主開発法人の要件について、国内鉱業者等及び共同出資法人による出資等割合要件が25%以上（改正前50%以上）に引き下げられるなど一定の要件の見直しが行われました。</p>	<p>平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(4) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①）</p>	<p>○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>

IV 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措令38の4㉓五)	○ 適用除外となる優良住宅地の造成等のための譲渡に、都市低炭素化促進法に規定する認定集約都市開発事業計画のうちその計画に係る集約都市開発事業が施行される土地の区域の面積が2,000㎡以上であるなど一定の要件を満たすものの区域内にある土地等の譲渡が追加されました。	本制度は、平10.1.1から平25.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法65①、68の72、改正法附則69①、83①)	○ 適用対象に、都市低炭素化促進法第19条第1項の規定による保留地が定められたことにより対象資産とともにその保留地の対価を取得した場合が追加されました。	平25.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措令39の4㉓、措規22の4①三、改正措令附則19)	○ 都市緑地法の規定により買い取られる場合における買取りをする者に、都市低炭素化促進法に規定する一定の特定緑地管理機構が追加されました。	平25.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(旧措法65の4①二十、68の75①、旧措令39の5㉔㉕㉖㉗、旧措規22の5①二十四、改正法附則69②、83②)	○ 適用対象から、次の各法律に定める同意保留地制度に基づく土地等の譲渡が除外されました。 イ 中心市街地の活性化に関する法律 ロ 高齢者等移動等円滑化法 ハ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ニ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	平25.4.1前に行った土地等のうち保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(旧措法65の13、65の14、68の84、68の85、旧措令39の9の2、39の109、旧措規22の9の2、22の72、改正法附則69③、83③)	○ 本制度は廃止されました。	平25.4.1前に行った所有隣接土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。

V 国際課税に関する改正

○ 国際課税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 国外関連者との取引に係る課税の特例(措令39の12⑧⑩、39の112⑦⑪、措規22の10①二、22の74①二、改正措令附則14)	○ 独立企業間価格を算定する際の利益水準指標に営業費用売上総利益率(いわゆるペリー比)が追加されました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(措法66の5④、68の89④、改正法附則61)	○ 本制度(いわゆる過少資本税制)と関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(いわゆる過大支払利子税制)との双方が適用され得る場合における重複適用排除に関する規定等の整備が行われました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(3) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(措令39の18⑨、39の118⑨、改正措令附則14、25)	○ 無税国に所在する特定外国子会社等に係る本制度(いわゆる外国子会社合算税制)の合算所得について、その特定外国子会社等が本店所在地国以外の国で課税される場合には、外国税額控除の適用上、その合算所得は、非課税国外所得に該当しないこととされました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 振替国債の利子等の非課税等(措法5の2、5の3、67の17、旧措法67の18、措令3、3の2、39の33の3、旧措令39の33の4、措規3の18、3の19、旧措規22の19の4、震災特例法10、改正法附則22、72、73、5月改正措令附則1、3、5月改正措規附則1) (措法41の13の3、67の17⑥⑩、措令26の20、39の33の3④⑨、措規19の7、改正法附則72⑤、5月改正措令附則1、12、5月改正措規附則1)	○ 外国法人が受ける振替公社債等の利子等の非課税制度について、利子等の支払を受ける外国法人の所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収を不適用又は非課税とすることとされました。 上記の改正に伴い、非課税適用手続について、所有期間明細書を廃止し、非課税適用申告書等を5年ごとに提出することとするなどの見直しが行われました。 ○ 外国法人が受ける振替社債等の利子等の非課税制度については、一定の振替社債等の利子等を除き、その適用期限が撤廃されました。 ○ 外国法人が受ける振替割引債の償還金等について、上記の振替公社債等の利子等の非課税制度と同様に、非課税適用申告書の提出等を要件として償還時の源泉徴収を行わず、当該振替割引債の保有により生ずる所得について法人税を非課税とすることとされました。	平28.1.1以後に支払を受けるべき利子等について適用され、同日前に支払を受ける利子等については、従来どおり適用されます。 平25.4.1から適用されます。 平28.1.1以後に支払を受けるべき償還金等について適用されます。

VI その他の改正

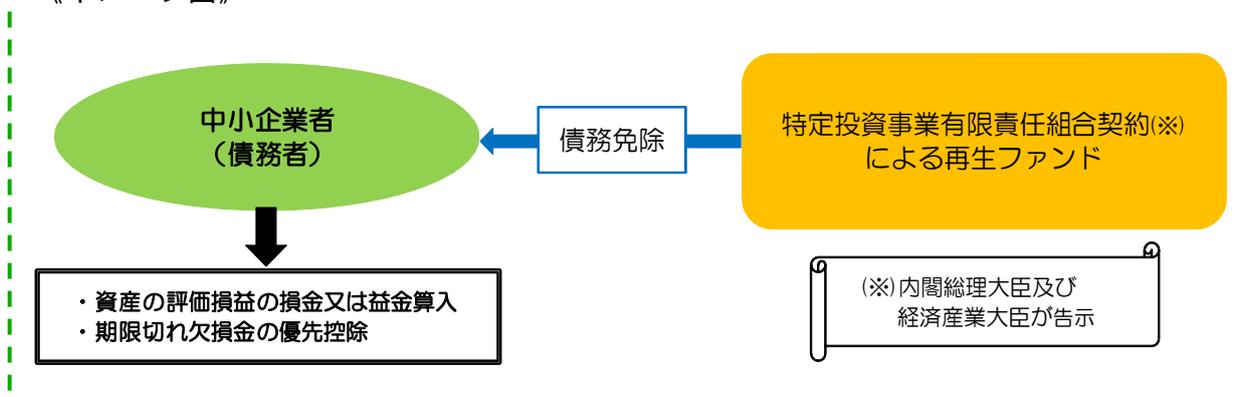
1 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例制度の創設

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴い、次の措置が講じられました。

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する中小企業者（4 ページ I 2(1)(注1)参照）について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合（その事実が生じた時においてその中小企業者に対する債権（その事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限ります。以下「再生債権」といいます。）を有する二以上の金融機関等（その再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除きます。以下(1)ハ①において同じです。）のその再生債権がその事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限ります。）において、その中小企業者が、その有する資産の価額につき評価を行い、又はその債務処理に関する計画に従ってその再生債権につき債務の免除を受けたときは、その事実を一定の私的整理とみなして、資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除ができることとされました（措法 67 の 5 の 2、法 25③、33④、59②）。

《イメージ図》



(1) 再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実

本制度における再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実とは、中小企業者について再生計画認可の決定があったことに準ずる事実（その債務処理に関する計画が次のイからニまでの要件のいずれにも該当するものに限ります。）をいいます（措令 39 の 28 の 2 ①、法令 24 の 2 ①各号）。

イ 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則^(注)に従って策定されていること

(注) 公正かつ適正なものと認められるものであって、資産及び負債の価額の評定に関する事項など一定の事項が定められているもの限り、特定の者（政府関係金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構及び協定銀行を除きます。）が専ら利用するためのものは除きます。

ロ 債務者の有する資産及び負債につき、イの準則に定められた資産及び負債の価額の評定に関する事項に従って資産評定が行われ、その資産評定による価額を基礎とした債務者の貸借対照表が作成されていること

ハ 次の①及び②のいずれもがあらかじめ定められていること

- ① 再生債権を有する二以上の金融機関等のその再生債権が特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること
 - ② ロの貸借対照表における資産及び負債の価額、その債務処理に関する計画における損益の見込み等に基づいて、債務者に対する債務免除額並びに再生債権がその組合財産となる時においてその再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が定められていること
- ニ 二以上の金融機関等又は政府関係金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構若しくは協定銀行が債務の免除をすることが定められていること

(2) 特定投資事業有限責任組合契約

本制度における特定投資事業有限責任組合契約とは、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約のうち、次の基準に適合するものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定するものをいいます（措法67の5の2②三、措令39の28の2③⑥、平25内閣府・経済産業省告示第2号1）。

- イ 組合の事業が、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の経営改善又は事業再生を主たる目的とするものであること
- ロ 組合の組合財産である債権の債務者についての債務処理に関する計画が中小企業再生支援協議会の定める準則に従って策定されることが明らかであること
- ハ 組合の無限責任組合員が、税務、金融、企業の財務並びに中小企業の経営改善及び事業再生に関する専門的な知識を有する者であること
- ニ 組合の有限責任組合員に預金保険法の金融機関が含まれており、かつ、有限責任組合員のうち二以上の者が預金保険法の金融機関、農水産業協同組合貯金保険法の農水産業協同組合、株式会社日本政策投資銀行、信用保証協会及びこれらの者のいずれかとともに債務免除等をする地方公共団体（以下ホにおいて「金融機関等」といいます。）のいずれかに該当すること
- ホ 組合に対して金融機関等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構がする出資の合計額が出資総額の3分の2以上であること
- ヘ 組合の無限責任組合員及び有限責任組合員が、成年被後見人等に該当しないこと

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、次の適用を受ける制度の区分に応じそれぞれ次の手続きを行う必要があります。

適用を受ける制度	必要な手続き
イ 資産の評価益及び評価損の計上（法25③、33④）	確定申告書に評価益明細又は評価損明細を記載するとともに、評価益関係書類又は評価損関係書類を添付する必要があります（措規22の17の2①、法25⑤、33⑦、法規8の6③二、22の2二）。
ロ 債務免除益等の範囲内で期限切れ欠損金の優先控除（法59②）	確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、損金算入額の計算明細及び再生計画認可の決定があったことに準ずる事実等が生じたことの証明書類等を添付する必要があります（措規22の17の2②、法59④、法規26の6二）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の102の3）。

〔適用時期〕

平成25年4月1日以後に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生ずる場合について適用されます（改正法附則70、84）。

2 交際費等の損金不算入制度に関する改正

〔制度の概要〕

法人が平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（中小法人^(注)については、交際費等の額の年600万円（定額控除限度額）に達するまでの金額の10%相当額と定額控除限度額を超える部分の金額の合計額）は、損金の額に算入しないこととされています（旧措法61の4）。

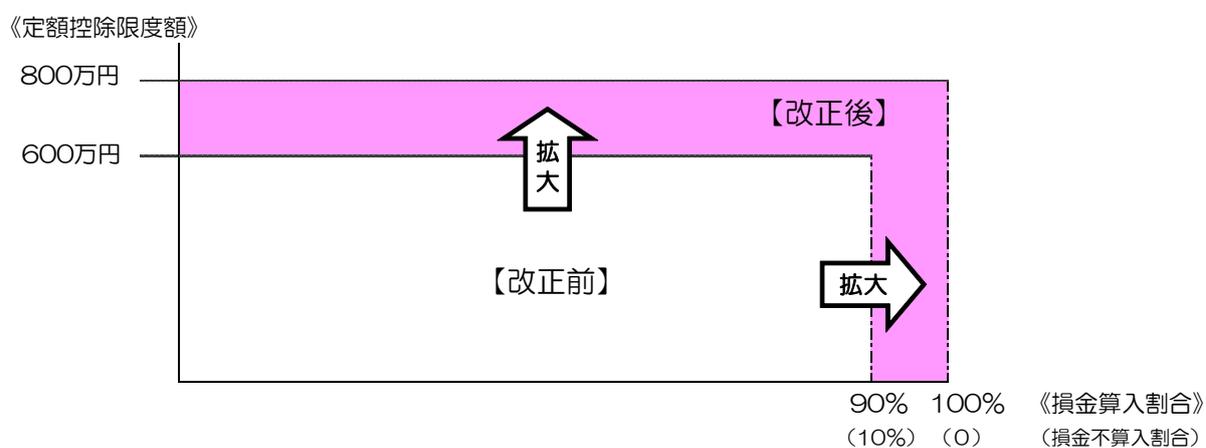
（注） 事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。以下2において同じです。

〔改正の内容〕

中小法人について、定額控除限度額が年800万円に拡大されるとともに、定額控除限度額に達するまでの金額の損金不算入額が0とされました（措法61の4①）。

《イメージ図》

（中小法人の損金の額に算入される交際費等の額）



《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の66）。

〔適用時期〕

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則61、82）。

3 その他

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 利益積立金額(法令9③一、④一・二、改正法令附則2)</p>	<p>○ 投資簿価修正について、その修正事由がみなし配当事由によるものである場合における投資簿価修正額の計算について所要の見直しが行われました。</p>	<p>平22.10.1以後のみなし配当事由について適用されます。ただし、法人の選択により、平25.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定を適用することができます。</p>
<p>(2) 再生計画認可の決定に準ずる事実等(法令24の2①一・五、法規8の6①二、②、企業再生支援機構法整備令附則①、3月15日改正法規附則) (法令24の2④五、旧法規8の6③、改正法令附則3)</p>	<p>○ 再生計画認可の決定に準ずる事実における債務処理に関する計画の要件のうち、一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って策定されていることとの要件及び二以上の金融機関等が債務免除等を行うことが定められていることとの要件について、株式会社企業再生支援機構が改組された後の株式会社地域経済活性化支援機構についても同様の取扱いとすることとされました。</p> <p>○ 資産の評価損益の計上が認められない少額資産について、評価差額が1,000万円未満等の少額の資産が除外され、次に掲げる規定の適用を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産が追加されました。</p> <p>イ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入(法令133)</p> <p>ロ 一括償却資産の損金算入(法令133の2①)</p>	<p>企業再生支援機構法一部改正法の施行の日(平25.3.18)から施行されます。</p> <p>平25.4.1以後に事実が生ずる場合について適用され、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) 適格合併等による欠損金の引継ぎ等(法令112⑤～⑧⑩、法規26の2、改正法令附則5)</p> <p>(法令113⑧～⑩、155の19⑩⑫、155の20⑧⑨、法規26の2の2③、37の3②、改正法令附則1)</p>	<p>○ 支配関係がある法人の間で適格合併等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度における引継対象外未処理欠損金額の計算について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 支配関係がある法人の間の適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人等とする一又は二以上の特定適格組織再編成等が行われていた場合において、その一又は二以上の特定適格組織再編成等により移転があった一定の資産のうちその適格合併等に係る被合併法人等が有することとなったものは、その法人が支配関係発生日において有するものとみなして、引継対象外未処理欠損金額を計算することとされました。</p> <p>ロ 支配関係がある法人の間の適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人等とする一又は二以上の適格合併が行われていた場合等において、その適格合併等に係る被合併法人等の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもののうちに、各特定支配関係法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額に相当する金額があるときは、その金額は引継対象外未処理欠損金額に加算することとされました。</p> <p>なお、支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度におけるものとされる欠損金額の計算についても、上記イ及びロと同様とされました。</p> <p>○ 上記ロの引継対象外未処理欠損金額に加算する金額について、特定支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額によりその加算する金額の基礎となる金額を計算することができることとする特例計算が設けられました。</p>	<p>平25.4.1以後に法人との間に最後に支配関係があることとなった被合併法人等の間で行われる適格合併等について適用され、同日前に法人との間に最後に支配関係があることとなった被合併法人等との間で行われる適格合併等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平25.4.1から施行されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(4) 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し(法58②⑤、81の9②一、法令116の2①、155の19③二)</p>	<p>○ 災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書において災害損失の額の計算に関する明細の記載がない場合であっても、その後の修正申告書又は更正請求書の提出の際にその明細を記載した書類を添付しているときは、この制度の適用があることが明確化されました。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の繰越し(法59②、法令155の2①二、改正法附則9)</p>	<p>○ 中小法人等以外の法人に再生手続開始の決定等があった場合(資産の評価損益の計上の適用がない場合に限りです。)のいわゆる期限切れ欠損金の損金算入について、青色欠損金等の控除前の所得金額が債務免除益等相当額を超える場合におけるその損金算入額は、次のイの金額及びロの金額のうちいずれか少ない金額を限度とすることとされました。</p> <p>イ 債務免除益等相当額</p> <p>ロ 青色欠損金等の控除後の所得金額からその超える部分の金額の20%相当額を控除した金額</p>	<p>平25.4.1以後に事実が生ずる場合について適用され、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入等(法令123の8⑫⑬⑰⑱、法規27の15③④、改正法令附則6)</p> <p>(法令123の9④～⑧、法規27の15の2①②、改正法令附則1)</p>	<p>○ 法人が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうち、支配関係法人がその特定適格組織再編成等の日以前2年以内に行われた関連法人を被合併法人等とする一又は二以上の前特定適格組織再編成により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日前から有していたものがある場合には、その資産は、特定引継資産に該当することとされました。</p> <p>なお、法人が特定適格組織再編成等の直前の時において有する資産についても、上記と同様とされました。</p> <p>○ 上記により特定引継資産に該当することとなる資産について、関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額によりその資産の譲渡等による損失の額を計算することができる特例計算が設けられました。</p>	<p>平25.4.1以後に法人との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われる特定適格組織再編成等について適用され、同日前に法人との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われた特定適格組織再編成等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平25.4.1から施行されます。</p>
<p>(7) 所得税額の控除(法令140の2、155の26、復興特別法人税令5、5月改正法令附則②③)</p>	<p>○ 法人税額から控除する所得税額の計算について、次の利子、剰余金の配当及び収益の分配に係る所得税の額の所有期間によるあん分が廃止され、その全額を控除することとされました。</p> <p>イ 公社債の利子</p> <p>ロ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配</p> <p>ハ 公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の収益の分配</p> <p>ニ 公社債投資信託の収益の分配</p> <p>ホ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配</p> <p>なお、復興特別法人税額から控除する上記の所得税の額に係る復興特別所得税額の計算についても、同様とされています。</p>	<p>平28.1.1以後に支払を受ける利子及び配当等につき課される所得税について適用され、同日前に支払を受けた利子及び配当等につき課された所得税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 連結欠損金の繰越し(法81の9⑤一・二、法令155の20①一、155の21②二)</p>	<p>○ 連結グループ内で連結子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合等に連結欠損金額からないものとされる連結欠損金個別帰属額相当額について、法第59条(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定により被合併法人である連結子法人の所得の金額の計算上損金の額に算入されたことに伴い法第57条第5項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定によりないものとされた金額がこの連結欠損金個別帰属額相当額に含まれることが明確化されました。</p>	<p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等										
(9) 連結特定同族会社の特別税率(法令155の23②、改正法令附則11)	○ 連結留保金額に連結法人間で行われた適格現物分配に係る移転資産の価額を含めることとされました。	連結法人の連結親法人事業年度が平25.4.1以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。										
(10) 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の特例(措令39の11①、39の111①、改正措令附則1二)	○ 法人税に係る利子税の割合について、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合のその年中の利子税が当該特例基準割合とされたことに伴う所要の整備が行われました。	平26.1.1から施行されます。										
(11) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(措法59の2①、68の62の2①、措令35の2①～③、39の89の2①～③、措規21の17①④、22の60①④、改正法附則68、81)	<p>○ 適用対象に特定準日本船舶(海上運送法に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するとして国土交通大臣の確認を受けたもの)が追加されました。</p> <p>また、この特定準日本船舶の100純トン・1日当たりのみなし利益の金額は、その純トン数に応じて次のとおりとされました。</p> <table border="1" data-bbox="496 943 1161 1106"> <thead> <tr> <th>純トン数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000トン以下の純トン数</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>1,000トン超10,000トン以下の純トン数</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>10,000トン超25,000トン以下の純トン数</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>25,000トン超の純トン数</td> <td>45円</td> </tr> </tbody> </table>	純トン数	金額	1,000トン以下の純トン数	180円	1,000トン超10,000トン以下の純トン数	135円	10,000トン超25,000トン以下の純トン数	90円	25,000トン超の純トン数	45円	<p>平25.4.1前に改正前の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法人(同日以後に改正後の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受ける法人を除きます。)の同日から平26.3.31までの間に開始する事業年度については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、平25.4.1以後に改正後の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受ける法人の同日から平26.3.31までの間に開始する事業年度において適用を受けようとする場合の届出書の提出期限は、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の日以後2月を経過した日の前日とされます。</p>
純トン数	金額											
1,000トン以下の純トン数	180円											
1,000トン超10,000トン以下の純トン数	135円											
10,000トン超25,000トン以下の純トン数	90円											
25,000トン超の純トン数	45円											
(12) 技術研究組合の所得の計算の特例(措法66の10①、68の94①)	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—										
(13) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(措令39の22②十二、改正措令附則20)	○ 対象となる負担金に、委託者保護基金が経過的に行う補償対象債権の支払及び返還資金融資に係る基金に充てるための負担金が追加されました。	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行の日以後に支出する特定の業務に係る基金に充てるための負担金について適用され、同日前に支出した特定業務に係る基金に充て										

改正事項	改正の内容	適用時期等
		るための負担金については、従来どおり適用されます。
(14) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例(措法67①②、68の99①②、措令39の24の2、39の122の2、改正法附則61)	○ 適用要件に、医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円以下であることが追加されました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(15) 投資法人に係る課税の特例(措規22の19②四、③⑨、改正措規附則6)	○ 投資法人がその有する資産につき特定の資産の買換えの場合の課税の特例等を適用した場合には、一定の要件の下、支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額から買換特例圧縮積立金として積み立てた金額を控除することとされました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(16) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(措法68の2)	○ 適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されました。	—
(17) 復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例(復興財源確保法63⑤⑥、改正法附則1)	○ 災害等により更正の請求期限が延長等される場合で、その期間の満了日が通常の更正の除斥期間経過後に到来するときは、その期間の満了日から6月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとする国税通則法の改正が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。	平25.4.1から施行されます。

第2編 震災特例法に関する改正

I 原子力災害からの復興支援措置 — 企業立地促進区域に係る措置 —

今般の改正福島復興特措法により、福島県知事は、避難解除等区域復興再生計画（避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画をいいます。）に即して、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するための計画（以下「企業立地促進計画」といいます。）を作成することができることとされました（福島復興特措法 18①）。

この企業立地促進計画には、企業立地促進区域（避難解除区域等（避難解除区域、避難指示解除準備区域^{注1}）及び居住制限区域^{注2}）である区域をいいます。以下同じです。）内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域をいいます。以下同じです。）など一定の事項を記載するものとされており、また、福島県知事は、企業立地促進計画を作成したときは、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされています。企業立地促進計画を変更する場合においても同様です（福島復興特措法 18②④⑦）。

（注）1 避難指示解除準備区域とは、福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った、住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示をいいます。以下同じです。）であるものの対象となっている区域であり、かつ、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいいます。以下同じです。

2 居住制限区域とは、福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域（避難指示解除準備区域に該当する区域を除きます。）をいいます。以下同じです。

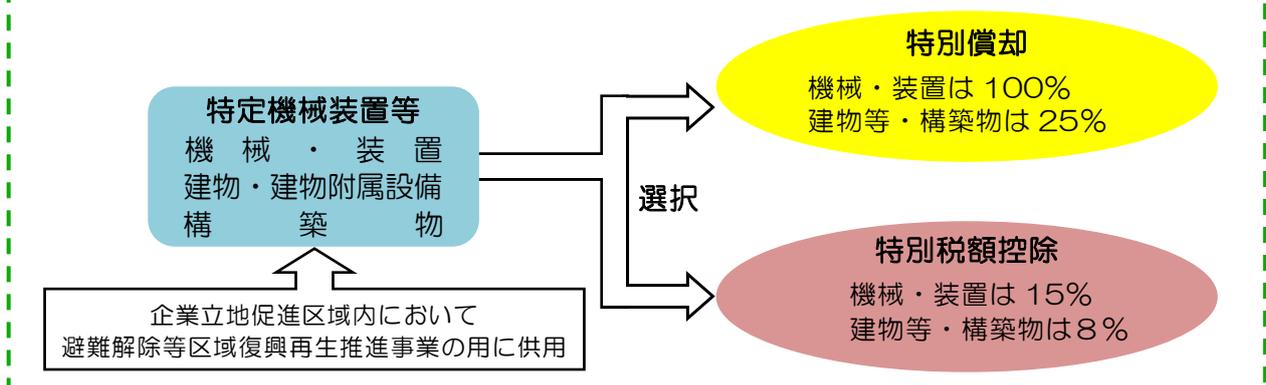
これを受け、企業立地促進区域に係る措置として、次の制度が創設されました。

1 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

法人で福島復興特措法第23条に規定する認定事業者該当するものが、対象期間内に、特定機械装置等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを企業立地促進区域内においてその法人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合には、供用年度において特別償却と法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました（震災特例法 17の2の2①②、福島復興特措法 18④、23）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

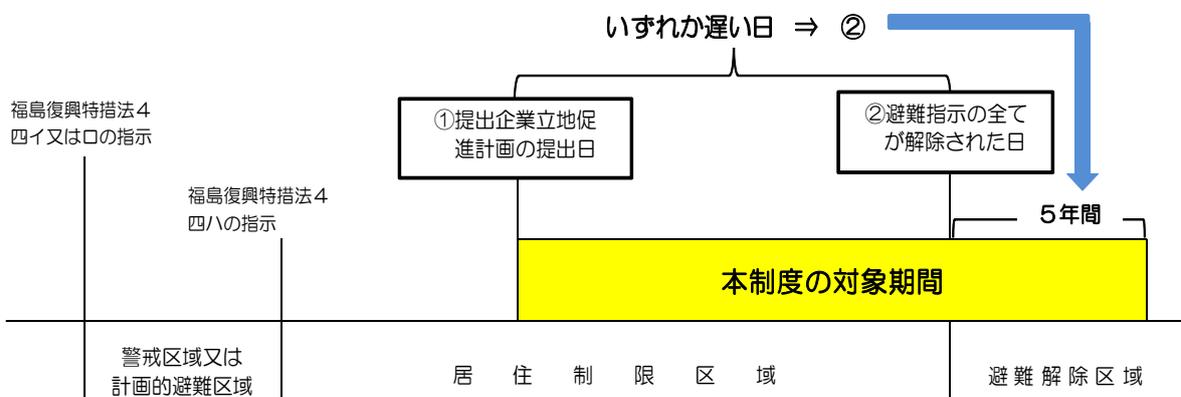
本制度の適用対象法人は、提出企業立地促進計画（福島復興特措法の規定により福島県知事が内閣総理大臣に提出した企業立地促進計画をいいます。以下同じです。）に定められた企業立地促進区域内において福島復興特措法の規定に基づき福島県知事の認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従って避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者（福島復興特措法第26条により福島県知事の認定を受けたものを除きます。）です（震災特例法17の2の2①、福島復興特措法18④、19、20③④、23）。

(2) 対象期間

本制度の適用期間である対象期間とは、提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの期間をいいます（震災特例法17の2の2①）。

《イメージ図》

（本制度の対象期間）



なお、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更により次の区域に該当する場合には、それぞれ次に定める期間が対象期間とされています（震災特例法令17の2の2①）。

区 域	対 象 期 間
新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域	その変更について提出のあった日から同日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの期間
企業立地促進区域に該当しないこととなる区域	提出企業立地促進計画の提出のあった日からその変更について提出のあった日までの期間

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定機械装置等とは、対象期間内に取得等をされた機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます（震災特例法17の2の2①）。

また、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、特別償却制度の適用はありません（震災特例法17の2の2⑤）。

(4) 供用年度

本制度の適用がある供用年度とは、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（震災特例法17の2の2①）。

(5) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算することとなりますので、機械及び装置については、普通償却限度額と合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）することができます（震災特例法 17 の 2 の 2 ①）。

（算式）

- イ 機械及び装置
特別償却限度額 = 取得価額 - 普通償却限度額
- ロ 建物及びその附属設備並びに構築物
特別償却限度額 = 取得価額 × 25%

(6) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（震災特例法 17 の 2 の 2 ②）。

（算式）

- イ 機械及び装置
税額控除限度額 = 取得価額 × 15%
- ロ 建物及びその附属設備並びに構築物
税額控除限度額 = 取得価額 × 8%

（注） 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

(7) 繰越税額控除限度超過額の控除

法人が、その事業年度開始の前日 4 年以内に開始した各事業年度における税額控除限度額のうち、上記の法人税額の特別控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（既に前事業年度までに控除した金額を除きます。以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合には、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の 20%相当額（既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（震災特例法 17 の 2 の 2 ③④）。

申告に当たっての注意点

《特別償却・税額控除共通》

- イ 青色申告書を提出する法人以外の法人であっても、本制度の適用を受けることができます。
- ロ 本制度は、震災特例法第 17 条の 2（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 2 の 3（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 3、第 17 条の 3 の 2、第 17 条の 3 の 3 又は第 18 条の 3 の規定の適用を受ける事業年度においては適用することができません。
- ハ 本制度の適用を受ける減価償却資産については、措法又は震災特例法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません（震災特例法 18 の 7、措法 53）。

《特別償却》

- ニ 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑦、17 の 2 ⑦）。

ホ 償却費として損金算入した金額が償却限度額（普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合には、その満たない部分の金額（特別償却不足額）を1年間繰り越すことができます。ただし、特別償却不足額として繰り越すことができる金額の上限は、特別償却限度額となります（震災特例法 18 の 5、措法 52 の 2）。

ヘ 特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てる方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含みます。）によることも認められます（震災特例法 18 の 6、措法 52 の 3）。

《税額控除》

ト 税額控除の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限られます（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑦、17 の 2 ⑧⑨）。

《繰越税額控除限度超過額の控除》

チ 繰越税額控除限度超過額の控除の適用を受けるためには、供用年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、控除の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります（震災特例法 17 の 2 の 2 ⑦、17 の 2 ⑩⑪）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法 25 の 2 の 2）。

〔適用時期〕

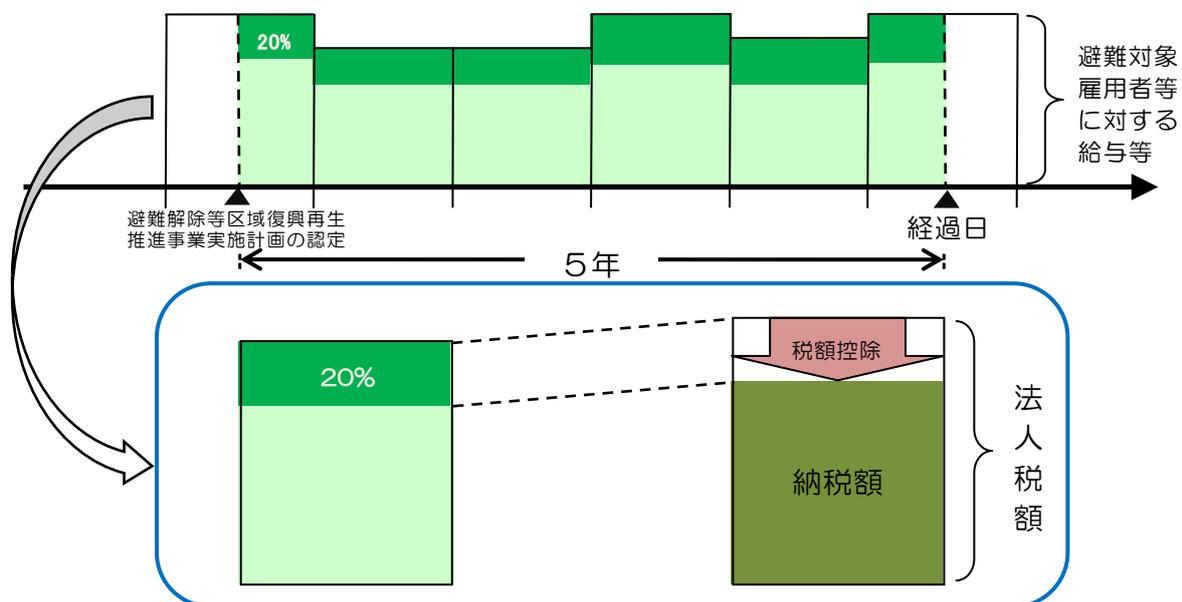
改正福島復興特措法の施行の日（平成 25 年 5 月 10 日）から施行されます（改正法附則 1 十、改正福島復興特措法附則 1）。

2 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過するまでの期間内に避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた認定事業者が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間（適用期間）内の日を含む各事業年度（適用年度）の適用期間内において、その企業立地促進区域内に所在する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その適用年度においてその支給する給与等の額の20%相当額の法人税額の特別控除ができることとされました（震災特例法17の3の2①、福島復興特措法24）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、提出企業立地促進計画の提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの期間(注)内に、福島復興特措法の規定により避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を受けた法人（福島復興特措法第27条により福島県知事の確認を受けたものを除きます。）です（震災特例法17の3の2①、福島復興特措法20③、24）。

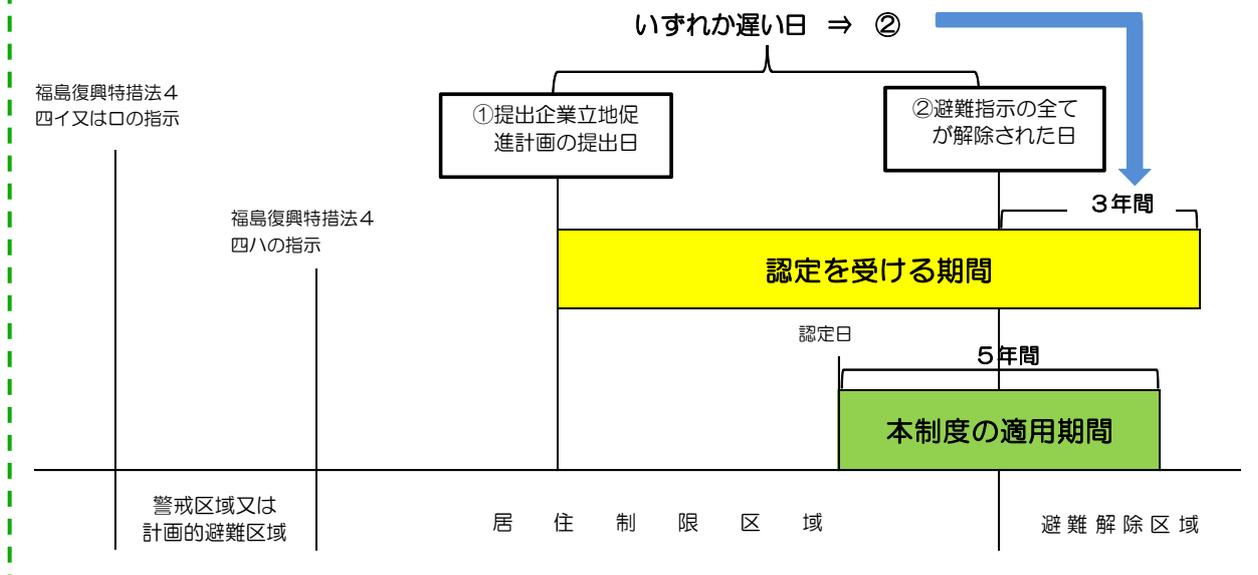
(注) 企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域の場合には、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進計画の変更について提出のあった日から同日又は避難指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの期間とされます（震災特例法令17の3の2①）。

(2) 適用期間及び適用年度

本制度の適用期間は、上記(1)の福島県知事の認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間です（震災特例法17の3の2①）。

《イメージ図》

(福島県知事の認定を受ける期間及び本制度の適用期間)



なお、認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内に次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める期間が適用期間となります(震災特例法令17の3の2②)。

区 分	適 用 期 間
法人が認定事業者に該当しないこととなった場合	その法人が認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間
提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域の変更(認定に係る区域が企業立地促進区域に該当しないこととなるものに限ります。)があった場合	その法人が認定を受けた日からその変更について提出のあった日までの期間

また、適用年度は、適用期間内の日を含む各事業年度となりますが、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は除かれます(震災特例法17の3の2①)。

(3) 避難対象雇用者等

本制度の対象となる避難対象雇用者等とは、次に掲げる者をいいます(震災特例法17の3の2①、震災特例法令17の3の2③)。

- イ 平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者
- ロ 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた者

(4) 避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額

避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額は、適用期間内に支給され適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限り、その給与等の額のうち他の者(その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。)から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります(震災特例法17の3の2①)。

(5) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します(震災特例法17の3の2①)。

(算 式)

$$\text{税額控除限度額} = \left[\text{適用期間内に避難対象雇用者等} \right] \times 20\%$$

に対して支給する給与等の額

(注) 上記の算式により計算した金額が、その適用年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

申告に当たっての注意点

- イ 青色申告書を提出する法人以外の法人であっても、本制度の適用を受けることができます。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる給与等の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、給与等の支給を受けた者が避難対象雇用者等に該当することを明らかにする次の書類を保存する必要があります。この場合において、控除される金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された給与等の額を基礎として計算した金額に限られます（震災特例法 17 の 3 の 2 ③、17 の 3 ③④、震災特例法規 6 の 3 の 2）。

給与等の支給を受けた者	避難対象雇用者等に該当することを明らかにする書類
① 平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた者	<p>その者から提出された次に掲げる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> i 平成23年3月11日における労働基準法第22条第1項の使用者の同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書 ii 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所のその照会書に対する回答書（平成23年3月11日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限り、） iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類
② 平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していた者	<p>次に掲げる書類のうちその者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> i 住民票の写し（平成23年3月11日後に転出している場合には、消除された住民票の写し） ii 住民基本台帳法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し iii 上記 i 又は ii に掲げるもののほか、その者が平成23年3月11日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

（注）上記①②のいずれにも該当する場合には、該当する区分に応じた書類のうち、いずれかの書類を保存することにより、この書類保存に係る要件を満たしていることとなります。

- ハ 本制度は、震災特例法第 17 条の 2（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 2 の 2（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 2 の 3（同条に係る第 18 条の 5 又は第 18 条の 6 を含みます。）、第 17 条の 3、第 17 条の 3 の 3、第 18 条の 3 又は措法第 42 条の 12 若しくは第 42 条の 12 の 4 の規定の適用を受ける事業年度においては適用することができません。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法 25 の 3 の 2）。

〔適用時期〕

改正福島復興特措法の施行の日（平成 25 年 5 月 10 日）から施行されます（改正法附則 1 十、改正福島復興特措法附則 1）。

Ⅱ 原子力災害からの復興支援措置 — 避難解除区域等に係る措置 —

1 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

被災事業者(注1)である旨の福島県知事の確認を受けた法人が、避難解除区域(注2)に係る避難等指示の解除日から同日以後5年を経過する日までの間に、特定機械装置等の取得等をし、その避難解除区域内においてその法人の事業の用に供した場合には、供用年度において次のイ及びロの特定機械装置等の区分に応じそれぞれ次の特別償却又は法人税額の特別控除ができます(旧震災特例法17の2の2①②)。また、法人税額の特別控除はその供用年度の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度額を超えた部分の金額については4年間の繰越控除ができます(旧震災特例法17の2の2②～④)。

イ 機械及び装置：即時償却又は取得価額の15%の税額控除

ロ 建物及びその附属設備並びに構築物：取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除

なお、本制度は、復興産業集積区域等に係る措置、避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は再投資等準備金制度との選択適用とされています(旧震災特例法17の3②、17の3の2②、18の3②)。

(注) 1 被災事業者とは、平成23年3月11日時点で、避難対象区域内に事業所を有していた事業者をいいます。2において同じです。

2 避難解除区域とは、緊急時避難準備区域(平成23年9月30日付解除)、警戒区域及び計画的避難区域のうちこれらに係る避難指示(これらの指示を「避難等指示」といいます。以下同じです。)が全て解除された区域をいいます。2において同じです。

〔改正の内容〕

(1) 対象区域の追加

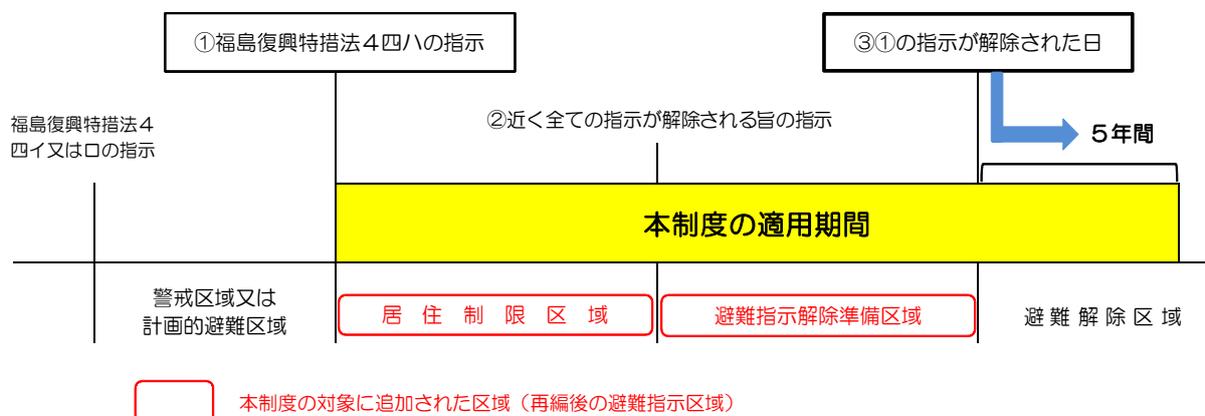
本制度の対象区域に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域が追加されました(震災特例法17の2の3①、福島復興特措法26)。

(2) 適用期間の見直し

避難指示解除準備区域及び居住制限区域における本制度の適用を受けることができる期間を、その地域について福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示があった日からその指示が解除された日以後5年を経過する日までの間とされました(震災特例法17の2の3①)。

《イメージ図》

(改正により追加された対象区域に係る本制度の適用期間の例)



《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(震災特例法25の2の3)。

〔適用時期〕

避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日以後に取得等をする特定機械装置等について適用されます(改正法附則97②、99②)。

2 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

避難解除区域に係る避難等指示の解除日から同日以後3年を経過する日までの間に、被災事業者である旨の福島県知事の確認を受けた法人が、適用期間(その確認を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間)内の日を含む各事業年度(適用年度)の適用期間内において、その避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等(注)に対して給与等を支給する場合には、その適用年度において、その支給する給与等の額の20%相当額の法人税額の特別控除ができます。ただし、控除限度額は、その適用年度の法人税額の20%相当額が限度とされます(旧震災特例法17の3の2①)。

なお、本制度は、復興産業集積区域等に係る措置、避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却等若しくは再投資等準備金制度又は措法の雇用促進税制との選択適用とされています(旧震災特例法17の3の2②、18の3②)。

(注) 避難対象雇用者等とは、次の者をいいます(旧震災特例法令17の3の2①)。

- ① 平成23年3月11日時点で避難対象区域内に所在する事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で避難対象区域内に居住していた者

〔改正の内容〕

(1) 対象区域の追加

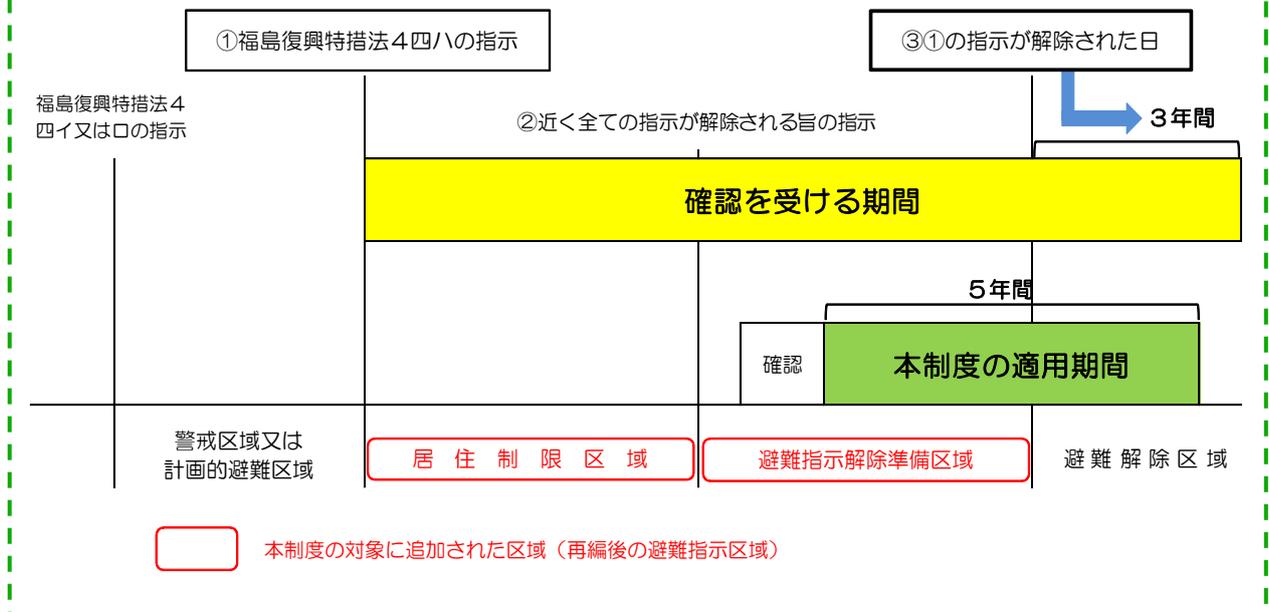
本制度の対象区域に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域が追加されました(震災特例法17の3の3①、福島復興特措法27)。

(2) 福島県知事の確認を受ける期間の見直し

避難指示解除準備区域及び居住制限区域における福島県知事の確認を受ける期間を、その地域について福島復興特措法第4条第4号ハに掲げる指示があった日からその指示が解除された日以後3年を経過する日までの間とされました（震災特例法17の3の3①）。

《イメージ図》

（改正により追加された対象区域に係る福島県知事の確認を受ける期間及び適用期間の例）



《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法25の3の3）。

〔適用時期〕

改正福島復興特措法の施行の日（平成25年5月10日）から施行されます（改正法附則1十、改正福島復興特措法附則1）。

Ⅲ その他の改正

被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例制度の整備

〔制度の概要〕

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次に掲げる法人について、債務処理に関する計画が策定された場合には、法第 59 条第 2 項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により期限切れ欠損金を損金の額に算入することができます（旧震災特例法 17①、旧法 59②）。

- イ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 22 条第 1 項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人
- ロ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 59 条第 1 項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

〔改正の内容〕

上記イの法人が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 19 条第 4 項に規定する支援決定の対象となった法人に改められたほか、これらの法人について、再生計画の認可があったことに準ずる一定の事実（債務処理に関する計画が一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って策定されていること等の要件に該当するものに限り、）が生じた場合には、資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除ができることとされました（震災特例法 17①、震災特例法令 17①、法 25③、33④、59②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（震災特例法 25）。

〔適用時期〕

平成 25 年 4 月 1 日以後に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生ずる場合について適用され、同日前に旧震災特例法第 17 条第 1 項各号に掲げる事実が生じた場合については、従来どおり適用されます（改正法附則 96、98）。